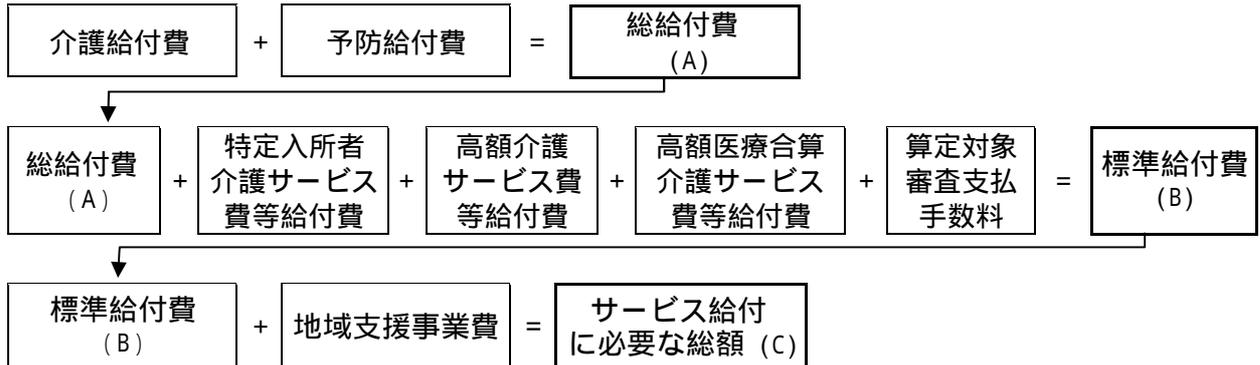


第9章 介護保険事業費の見込み

1 保険給付費の推計

各計画年度における介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下のとおりになります。

本市の第5期計画期間におけるサービス給付に必要な総額は、以下の算式で算出され、その額(C)は4,990,579,032円となります。



2 第1号被保険者の保険料の試算

(1) 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の算定基準については、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供するサービスの水準によって決まり保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第1号被保険者（65歳以上）、29%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

総事業費					
標準給付費（総事業費の90%）					
保険料 50%		公費 50%			利用者負担 (総事業費 の10%)
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料	国		市	
21%	29% (定率)	調整交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	

* 施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、市が12.5%（定率）となります。

* 第5期では、高齢化が進化したため、第1号被保険者の負担率が“20%”から“21%”に改正されます。

(2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本市の第5期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は4,990,579,032円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（21%^{*1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{*2}」、「調整交付金の見込み額等^{*2}」、「財政安定化基金^{*3}見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「財政安定化基金取り崩しによる配当金^{*4}」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

^{*1} 第5期では、第1号被保険者の負担率が“20%”から“21%”に改正される予定です

^{*2} 国からの調整交付金は5%ですが、実際には後期高齢者や所得水準により、調整交付額が増減することになります。

^{*3} 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。また、市町村が財政安定化基金からの借入れを償還したお金が、期限内に償還された場合は無利子です。

^{*4} 改正介護保険法により、平成24年度に限り、県に設置している財政安定化基金の一部を取り崩すことが可能となりました。取崩し額は拠出者である国・県・市町村に返還され、市町村分は第5期計画期間の保険料上昇の抑制に活用されます。

(3) 第 1 号被保険者の保険料

人口推計の結果、本市の第 1 号被保険者は、3 年間で延べ 19,101 人と推計されますが、保険料を算出するためには、所得段階別にみた補正を行う必要があります。

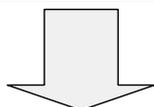
第 5 期計画において、本市では、低所得者対策として、従来の所得段階が第 4 段階の方を、“課税年金収入と所得金額の合計が 80 万円以下の方”と“それ以外の方”の層を設けて保険料の弾力化を実施しています。

これにより、第 1 段階から第 3 段階の方の保険料が低所得対策を行う前より上昇します。そのため、高所得者には応分の負担を求めることとし、新たに第 7、第 8 段階を設定することとします。

そのため、最終的な所得段階別加入割合後の被保険者数は 19,005 人(D)と見込まれます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
第 1 号被保険者数	6,028人	6,381人	6,692人	19,101人
前期(65～74歳)	3,108人	3,373人	3,616人	10,097人
後期(75歳～)	2,920人	3,008人	3,076人	9,004人

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第 1 段階		48人 (0.8%)	51人 (0.8%)	54人 (0.8%)	0.50	0.50	0.50
第 2 段階		960人 (15.9%)	1,016人 (15.9%)	1,066人 (15.9%)	0.50	0.50	0.50
第 3 段階		688人 (11.4%)	728人 (11.4%)	763人 (11.4%)	0.75	0.75	0.75
第 4 段階		2,065人 (34.3%)	2,186人 (34.3%)	2,292人 (34.3%)			
「公的年金等収入+合計所得金額80万円」見込み数		2,030人 (33.7%)	2,149人 (33.7%)	2,253人 (33.7%)	0.95	0.95	0.95
上記を除く見込み数		35人 (0.6%)	37人 (0.6%)	39人 (0.6%)	1.00	1.00	1.00
第 5 段階		936人 (15.5%)	991人 (15.5%)	1,040人 (15.5%)	1.20	1.20	1.20
第 6 段階	1,250,000円	598人 (9.9%)	634人 (9.9%)	664人 (9.9%)	1.25	1.25	1.25
第 7 段階	1,900,000円	556人 (9.2%)	588人 (9.2%)	617人 (9.2%)	1.50	1.50	1.50
第 8 段階	4,000,000円	177人 (2.9%)	187人 (2.9%)	196人 (2.9%)	1.75	1.75	1.75
計		6,028人 (100.0%)	6,381人 (100.0%)	6,692人 (100.0%)			



例えば、平成24年度の第 1 段階の所得階層別加入割合を補正した後の保険者数は、 $48人 \times 0.50$ (基準額に対する割合) = 24人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間計 (D)	合 計
	5,998人	6,349人	6,658人		19,005人

算出した保険料収納必要額（1,093,176,518 円）に、これまでの実績より予定保険料収納率を 98.00%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。

本市の第 4 期計画（平成 21～23 年度）における介護保険料基準年額は、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されたため、平成 21 年度の基準額は月額 3,788 円、平成 22 年度の基準額は月額 3,840 円、平成 23 年度の基準額は月額 3,893 円と、各年度で異なっていました。

第 5 期計画（平成 24～26 年度）においては、第 1 号被保険者の保険料を担う高齢者総数は増えていますが、上記の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は廃止され、給付費の伸びが大きいことなどから、介護保険料基準年額は月額 4,891 円になります。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後 被保険者数（3 年間分） (D)
1,093,176,518円		98.00%		19,005人
保険料基準 年額		保険料基準 月額		
58,694円		4,891円		

第 4 期保険料月額	第 5 期保険料月額	増減率
3,840円	4,891円	27.4%

【第 5 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の保険料】

所得段階	所得段階の説明	基準額に 対する割合	保険料 (月額)
軽減	第 1 段階 生活保護を受給している人、または世帯全員が 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	0.50	2,446 円
	第 2 段階 本人及び世帯全員が住民税非課税で公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	0.50	2,446 円
	第 3 段階 本人及び世帯全員が住民税非課税で 第 2 段階対象者以外の人	0.75	3,668 円
基準額	本人が住民税非課税で 世帯の中に住民税課税者がいる人	/	/
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 年間 80 万円以下の人	0.95	4,647 円
	上記を除く人（基準額）	1.00	4,891 円
割増	第 5 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人	1.20	5,869 円
	第 6 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円未満の人	1.25	6,114 円
	第 7 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円未満の人	1.50	7,337 円
	第 8 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上の人	1.75	8,560 円